

## 公開草案「国際的な税制改革－第2の柱モデルルール」 (IAS第12号「法人所得税」の修正案)の公表

国際会計基準審議会 (IASB) は2023年1月9日、IAS第12号の修正案を公表しました。本修正案は、経済協力開発機構 (OECD) が公表した第2の柱モデルルールの適用が差し迫っていることから、これに係る繰延税金の会計処理に一時的な救済措置を提供することを目的としています。コメント提出期限は2023年3月10日で、通常より短い60日です (最終基準を2023年5月から6月に公表予定)。

### 【背景】

- 2021年12月、OECDが第2の柱モデルルールを公表
- 経済のデジタル化から生じる課税上の課題に対処するための2つの柱からなる解決策の1つ
- 世界のGDPの90%以上を占める135以上の国および法域によって合意
  - ✓ 大規模な多国籍グループ\*の各法域における所得に対して最低限の税金を支払うことを確保
  - ✓ 各法域における超過利益に対する税金が少なくとも最低税率15%となるようトップアップ税を適用

\* 連結財務諸表における収益が直前4事業年度のうち少なくとも2事業年度において7億5千万ユーロ超である多国籍グループ



### 利害関係者の懸念

- 当該ルールの導入から生じる繰延税金の会計処理に関して懸念
- 当該ルールを導入するための税法の制定が間近な法域があり、緊急の明確化が必要

### 【公開草案の提案】

範囲	第2の柱モデルルールを導入するために制定または実質的に制定された税法 (適格国内最低トップアップ税を導入する税法を含む) から生じる法人所得税 (第2の柱の法人所得税) に適用※1
会計処理	第2の柱の法人所得税に係る繰延税金資産・負債を認識・開示してはならない (IAS第12号の例外) ※1
開示	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 第2の柱の法人所得税に係る繰延税金資産・負債に関して認識・開示の例外を適用した旨を開示※1</li> <li>□ 第2の柱の税制が発効した後の期間は、第2の柱の法人所得税に係る当期税金費用 (収益) を区分して開示※2</li> <li>□ 第2の柱の税制が発効する前の期間は、以下の内容を当期のみについて開示※2           <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 制定または実質的に制定された、第2の柱の法制に関する情報</li> <li>✓ 平均実際負担税率が15%未満である法域、税金費用 (収益) および会計上の利益の総額、加重平均実際負担税率</li> <li>✓ 第2の柱の法制への準拠のための準備をするにあたり行った評価 (対象となる可能性・ならない可能性がある法域の有無)</li> </ul> </li> </ul>

※1 修正の公表後直ちに遡及適用 (指定国際会計基準への指定が必要)

※2 2023年1月1日以後開始する事業年度に適用

# 公開草案「金融商品の分類及び測定に関する修正」 (IFRS第9号およびIFRS第7号の修正案)の公表

IASBIは2023年3月21日、IFRS第9号「金融商品」の分類および測定の要求事項の修正を提案する公開草案を公表しました。この修正案は、2022年12月に完了したIFRS第9号の分類および測定の要求事項の適用後レビューから受けたフィードバックに対応するものです。コメント提出期限は、2023年7月19日です。

## 【公開草案の主な提案】

### □ 電子送金システムを通じて決済された金融負債の認識の中止に関する明確化



#### 金融資産・金融負債の認識および認識の中止のタイミング

決済日会計(資産を企業が受け取った日に認識し、資産の認識の中止および処分による利得または損失の認識を企業が資産を引き渡した日に行うこと)を適用しなければならない

#### 電子送金システムを通じて決済される金融負債に関する容認

電子送金指示が行われ、かつ、企業が電子送金指示の撤回、中止または取り消しを行う能力を有していないなどの一定の要件を満たす場合に限り、決済日の前にその認識を中止することができる

### □ 環境、社会およびコーポレート・ガバナンス(ESG)に連動する要素のある金融資産、ノンリコース要素のある金融資産および契約上リンクしている商品への投資の契約上のキャッシュフロー特性に関する要件(SPPI要件:償却原価測定の要件の1つ)の適用に関して、次の事項を明確化



#### ESG連動要素のある金融資産に関する明確化

SPPI要件を充足するには、基本的な融資の取り決めと整合的である必要がある。利息に基本的な融資におけるリスクやコストではない対価が含まれる場合には、契約上のキャッシュフローはSPPI要件を満たす基本的な融資の取り決めと整合的ではないとされる

ESG目標の達成の成否のような偶発事象の発生により契約上のキャッシュフローが変動する場合のSPPI要件の評価について

- ✓ 偶発事象の発生確率にかかわらず、契約上規定されたキャッシュフローの変動がSPPI要件を満たすかどうか
- ✓ 契約上のキャッシュフローの変動が基本的な融資の取り決めと整合的であるためには、偶発事象の発生は債務者固有の要因によるものでなければならない
- ✓ 偶発事象の発生の結果として生じる契約上のキャッシュフローの変動は、債務者への投資や特定資産のパフォーマンスに対するエクスポージャーを描写するものではない

#### ノンリコース要素のある金融資産に関する明確化

キャッシュフローを受け取る契約上の権利が、特定の金融資産のデフォルト時を含む存続期間全体から発生するキャッシュフローに限定されている場合に、ノンリコース要素を有すると判断される

ノンリコース要素を有する金融資産がSPPI要件を満たしているかどうかに関して行う「ルックスルー」テストを行う際には、債務者の法的・資本的構造といった要素を考慮しなければならない

#### 契約上リンクしている商品への投資に関する明確化

契約上リンクしている商品の特徴として、トランシェの保有者間に支払いの優先順位を付与することで、信用リスクの集中をもたらすとともに、不均衡な損失負担となることを明示する

原金融商品プールには、リース債権のようなIFRS第9号の金融資産の分類の要求事項の範囲外の金融商品を含めることができる

### □ その他の包括利益を通じて公正価値で測定することを選択(OCIオプション)した資本性金融商品に関する開示の充実



#### 削除される要求事項

資本性金融商品の銘柄別の公正価値の開示



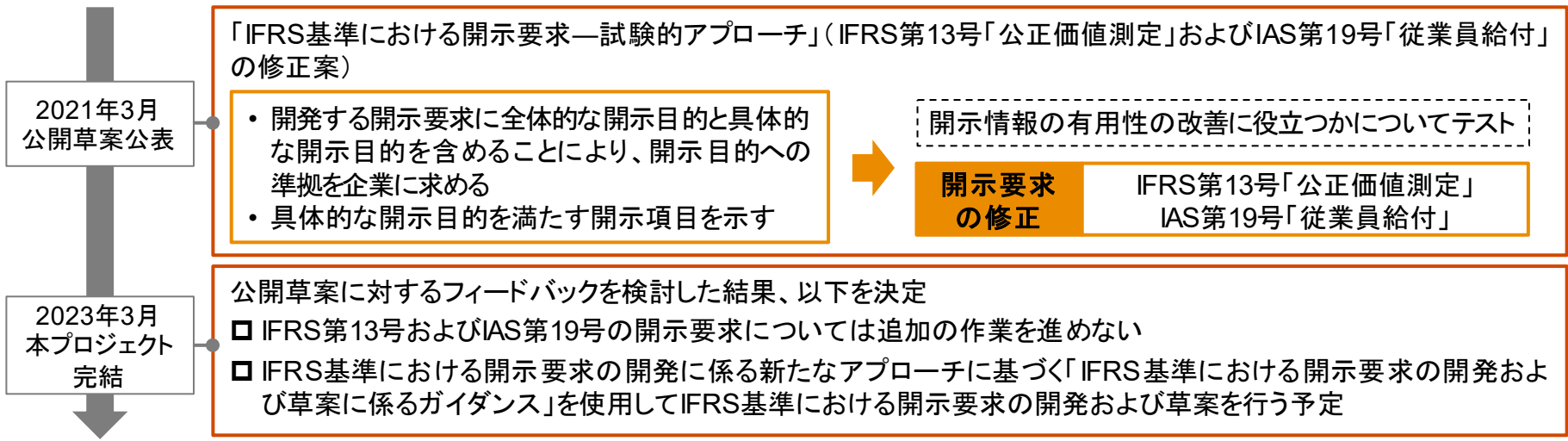
#### 追加される要求事項

資本性金融商品の公正価値の合計および当期における公正価値の変動

# IFRSの開発をめぐる最新の動向

## 「的を絞った基準レベルの開示のレビュー」プロジェクトの完結

IASBは2023年3月8日、「的を絞った基準レベルの開示のレビュー」プロジェクト(以下、「本プロジェクト」)の一部として、「IFRS基準における開示要求の開発および草案に係るガイダンス」および「プロジェクト・サマリーとフィードバック・ステートメント」を公表し、本プロジェクトが完結したことを公表しました。



## 財務会計基準機構(FASB)とIFRS財団がIFRS財団と東京のアジア・オセアニアオフィスへの支援を拡大するための覚書(MoU)を締結(2023年3月1日)

FASBは、IFRS財団に対し財政的支援を行ってきました。そうした支援は、アジア・オセアニアオフィスを東京に開設するために拡大され、同オフィスは国際会計基準審議会(IASB)の技術的作業や市場との対話を支援してきました。FASBは、IFRS財団の評議員会との間で以下に関するMoUを締結しました。

- FASBのIFRS財団に対する財政上のコミットメントを、さらに5年間延長する
- 国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)の活動に対する支援にも広げる

## 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の一部改正の公表(2023年3月27日)

金融庁は2022年12月27日に改正案を公表したうえで、2023年3月27日に、IASBが2022年12月31日までに公表した国際会計基準を連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準とする改正を公表しました。主な会計基準は、IFRS第16号「リース」の修正とIAS第1号「財務諸表の表示」の修正です。

本改正は、2023年3月27日から適用されます。

# How PwC can help

## PwCがお手伝いできること



# Contact us

## PwC Japanグループの主な法人

PwCあらた有限責任監査法人

PwC京都監査法人

PwCコンサルティング合同会社

PwCアドバイザリー合同会社

PwC税理士法人

PwC弁護士法人

PwC Japanグループは、日本におけるPwCグローバルネットワークのメンバーファームおよびそれらの関連会社の総称です。各法人は独立して事業を行い、相互に連携をとりながら、監査およびアシュアランス、コンサルティング、ディールアドバイザリー、税務、法務のサービスをクライアントに提供しています。

## PwC Japan IFRS ウェブサイト:

<https://www.pwc.com/jp/ja/ifrs.html>

## Viewpoint (IFRSの基準書や総合的な情報提供ウェブサイト):

<https://viewpoint.pwc.com/jp/ja.html>

## PwC Japan IFRS プロジェクト室:

E-mail: [jp\\_aarata\\_ifrsprojectoffice-mbx@pwc.com](mailto:jp_aarata_ifrsprojectoffice-mbx@pwc.com)